

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成 20 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 4 項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p>なお、この控除は、旧措法第 10 条第 1 項第 3 項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。</p> <p>(2) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 7 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法 41、41 の 3 の 2)、政党等寄附金特別控除(措法 41 の 18)、住宅耐震改修特別控除(措法 41 の 19 の 2)、電子証明書等特別控除(措法 41 の 19 の 5)及び外国税額控除(所法 95)の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑯」欄の分母には、「⑭」欄の各年の事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。</p> <p>(4) 「㉑」欄には、研究開発用設備について所得税法第 49 条第 1 項の規定により計算した償却費の額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第 10 条、平成 18 年所法等改正法附則第 79 条</p>	<p style="text-align: center;">中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が平成 20 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 4 項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p>なお、この控除は、旧措法第 10 条第 1 項から第 3 項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。</p> <p>(2) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。</p> $\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ <p>(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 7 までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法 41、41 の 3 の 2)、政党等寄附金特別控除(措法 41 の 18)、住宅耐震改修特別控除(措法 41 の 19 の 2)、電子証明書等特別控除(措法 41 の 19 の 3)及び外国税額控除(所法 95)の規定を適用しないで計算した額です。</p> <p>2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。</p> <p>(3) 「⑯」欄の分母には、「⑭」欄の各年の事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。</p> <p>(4) 「㉑」欄には、研究開発用設備について所得税法第 49 条第 1 項の規定により計算した償却費の額を記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第 10 条、平成 18 年所法等改正法附則第 79 条</p>